

第 3 期橋本市 子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和 7 年 3 月

橋本市

はじめに

市長あいさつ

書式変更: 中央揃え

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 子育てを取り巻く現状.....	4
1. 橋本市の子育てを取り巻く環境.....	4
2. アンケート調査結果からみた現状.....	6
3. 子育て支援施策の実施状況.....	14
4. 現状と課題のまとめ.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1. 基本理念.....	25
2. 基本的な視点.....	26
3. 施策体系.....	28
第4章 施策の展開.....	29
基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援.....	29
基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり.....	38
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	41
基本目標4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進.....	43
第5章 子ども・子育て支援の事業の展開.....	48
1. 教育・保育提供区域の設定.....	
2. 量の見込みと確保の内容の設定.....	
3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等.....	
4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策.....	
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策.....	
6. 教育・保育の提供及び推進体制の確保について.....	
第6章 計画の推進に向けて.....	
1. 計画の推進体制.....	
2. 計画の進行管理.....	
資料編.....	

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境が変化を続けています。少子化の進行は深刻なものとなっており、子育て世代の負担感や不安感、孤立感も高まるなか、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

こうした状況を受け、国においては、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足、同年 12 月に「こども大綱」の閣議決定がなされました。「こども大綱」は、「こども基本法」に基づいた、こども政策を総合的に推進するための基本指針です。「こどもまんなか社会」という目標を掲げており、子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心として据えることが目指されています。

地方自治体においては、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが求められています。また、貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備も重要であり、これらの支援や整備について、様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくこととされています。

本市では、平成 27 年 3 月に「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが輝くまち」の実現をめざし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

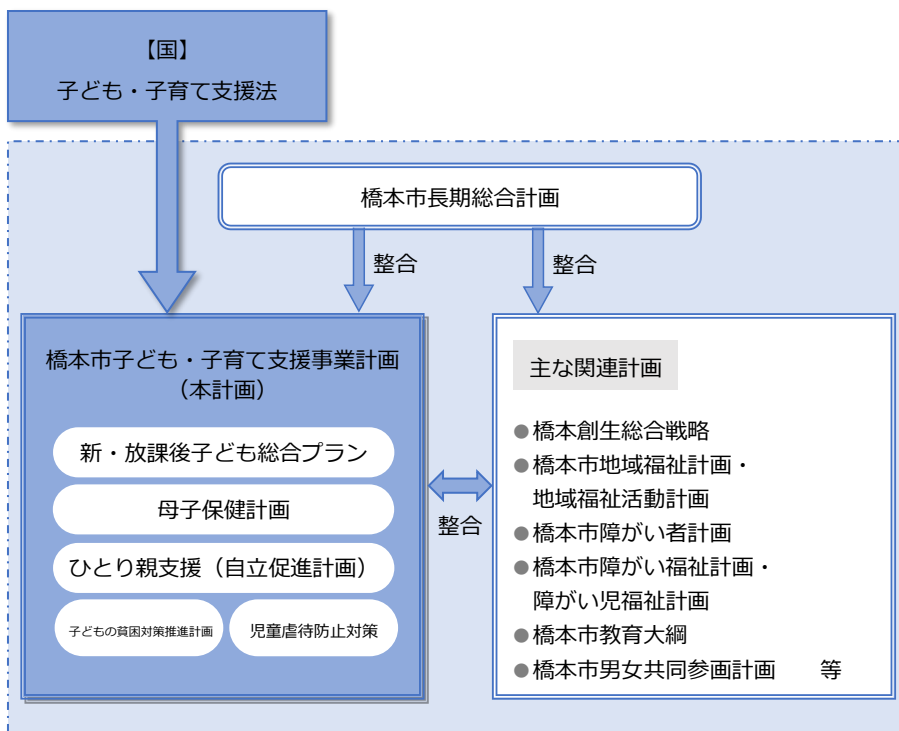
このたび、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度で計画期間の満了を迎えることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するために、「第 3 期橋本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 法令の根拠と他の計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「橋本市長期総合計画」をはじめ、「橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他の関連計画との整合性を図るとともに、「新・放課後子ども総合プラン」や「母子保健計画」「ひとり親支援（自立促進計画）」「子どもの貧困対策推進計画」及び「児童虐待防止対策」を包含するものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。本計画の最終年度である令和11年度には、本計画の達成状況の確認と見直しを行います。

年度	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
	第2期		第3期 橋本市子ども・子育て支援事業計画						
						評価・見直し		次期計画	

書式変更: フォント: (英) BIZ UDゴシック, (日) BIZ UDゴシック, フォントの色: 背景 1

4. 計画の対象

本計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人・団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

本計画では児童福祉法に基づき18歳未満を「子ども」あるいは「児童」としています。また、学校教育に関連する分野では、小学校就学前や小学生を「児童」、中学生を「生徒」とする表記も併用しています。

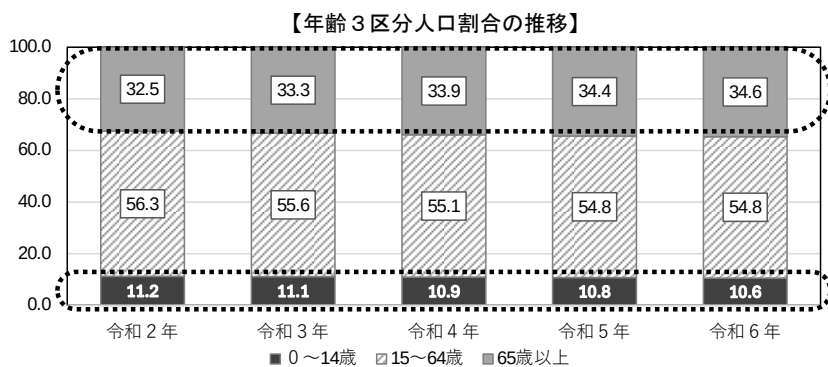
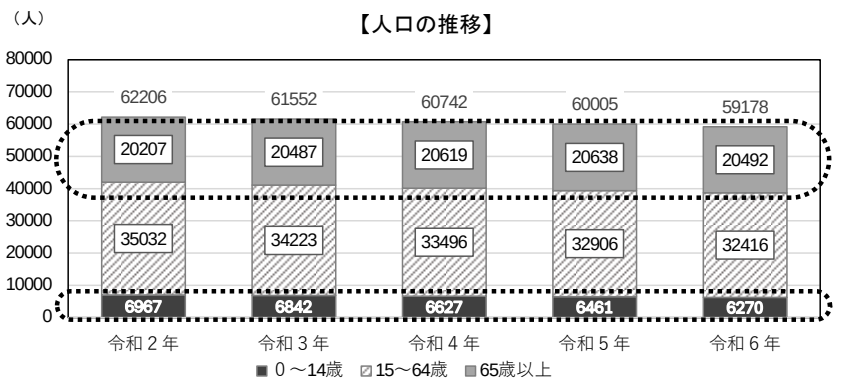
第2章 子育てを取り巻く現状

1. 橋本市の子育てを取り巻く環境

(1) 人口構造

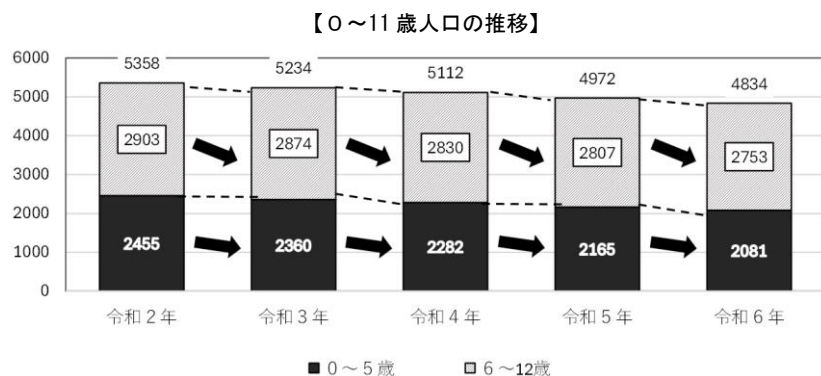
本市の人口は、平成12年以降減少傾向が続いており、令和6年には59,178人となっています。

本市の年齢3区分人口割合は、0～14歳人口・15～64歳人口が減少しており、65歳以上人口は増加傾向で推移してきましたが、令和5年から6年にかけては微減しています。しかし、割合は増加しており、依然として少子高齢化が進んでいます。



(2) 児童人口の推移

本市における0～11歳人口は減少傾向で推移しており、令和6年には4,834人となっています。0～5歳、6～11歳の区分においても、ともに減少傾向が続いています。

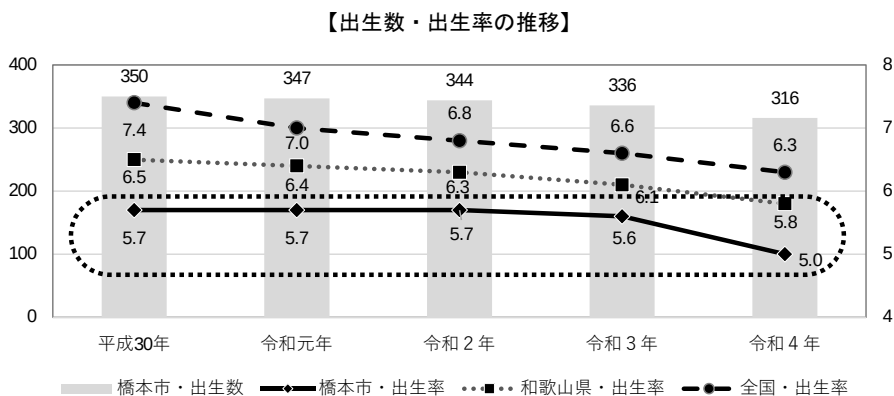


資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

(3) 出生の状況

本市の出生数は減少を続けており、令和4年には316人となっています。

また、出生率では、全国や県に比べて低い値で推移しており、令和4年には5.0となっています。



資料：和歌山県人口動態統計

2. アンケート調査結果からみた現状

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に、教育・保育サービスに関する状況や希望、子育て支援サービスの利用状況や希望等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

調査概要

- 調査地域：橋本市全域
- 調査対象者：橋本市内在住の「就学前児童」の世帯・保護者（就学前児童用調査）1,637人
橋本市内在住の「小学生児童」の世帯・保護者（小学生児童用調査）1,474人
- 調査期間：令和5年12月26日（火）～令和6年2月9日（金）
- 調査方法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる全世帯を対象に実施

回収結果

アンケート種別	配布回収状況		回収率
就学前児童用調査	1,637 票	994 票	60.7%
小学生児童用調査	1,474 票	1,011 票	68.6%

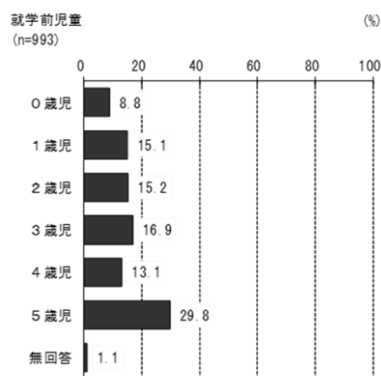
* 令和元年度に「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定した際に実施したアンケート調査を「前回調査」として記載し、比較している項目があります

(2) 結果の概要

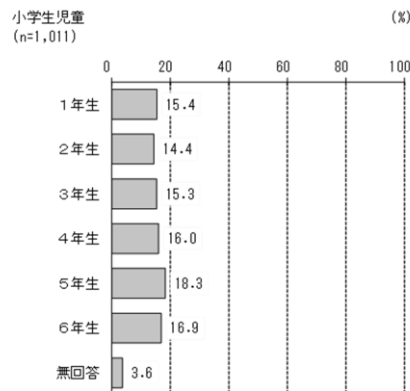
① 子どもの年齢・学年

アンケート調査の有効回収票から、子どもの年齢・学年の内訳を表しました。アンケート結果を把握する際の規定数として参照します。

【就学前児童の年齢】



【小学生児童の学年】

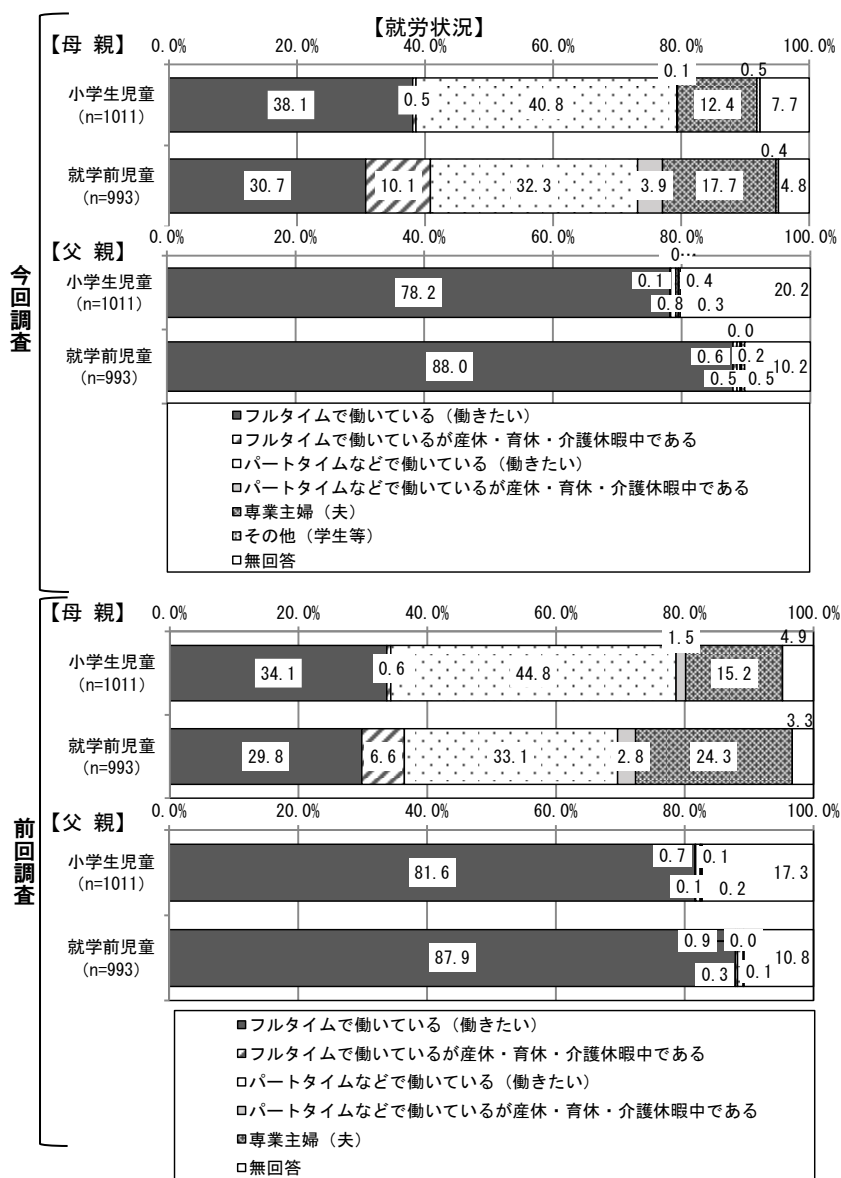


* ここでいう「年齢」は、令和5年12月1日時点の年齢です

② 母親と父親の就労状況

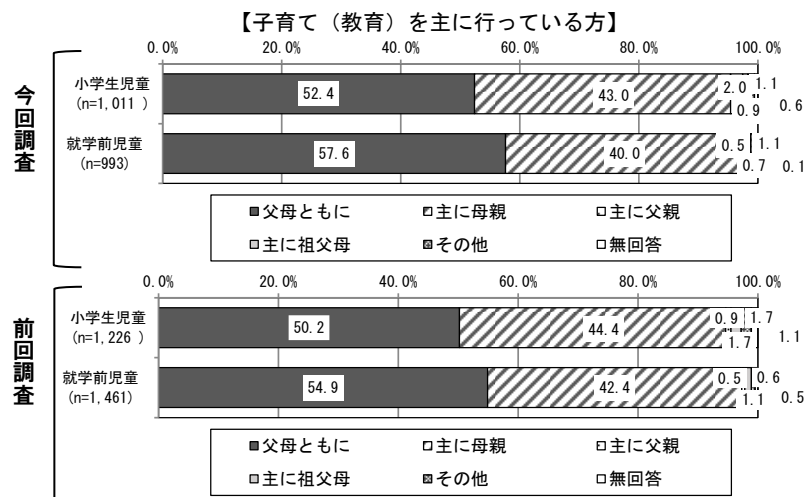
保護者の就労状況は、フルタイム就労者（休業中は含まない）が就学前児童の父親では約9割、小学生児童では約8割となっています。

母親では、前回調査と比べてパートタイム就労者が減少し、フルタイム就労者（休業中は含まない）が増加しています。また、就学前児童と小学生児童ともに、前回調査の時よりも専業主婦の割合が減少しており、働く母親が増加しています。



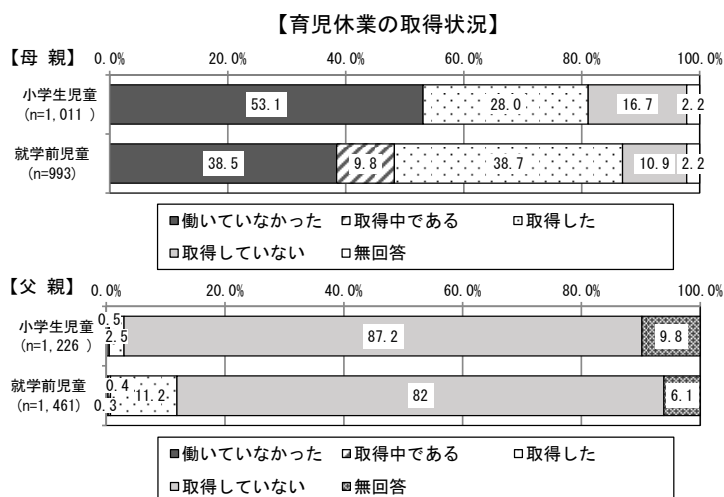
③ 子育て（教育）を主に行っている方

子育て（教育）を主に行っている方について、就学前児童・小学生児童のどちらも、「父母ともに」と答える人が前回調査の時よりも2～3ポイント増加しています。



④ 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、取得中・取得したと回答した割合は全体的に増加傾向ですが、特に就学前児童の父親は取得した人が10%を超え、前回調査時の1.7%から大幅に増加しています。

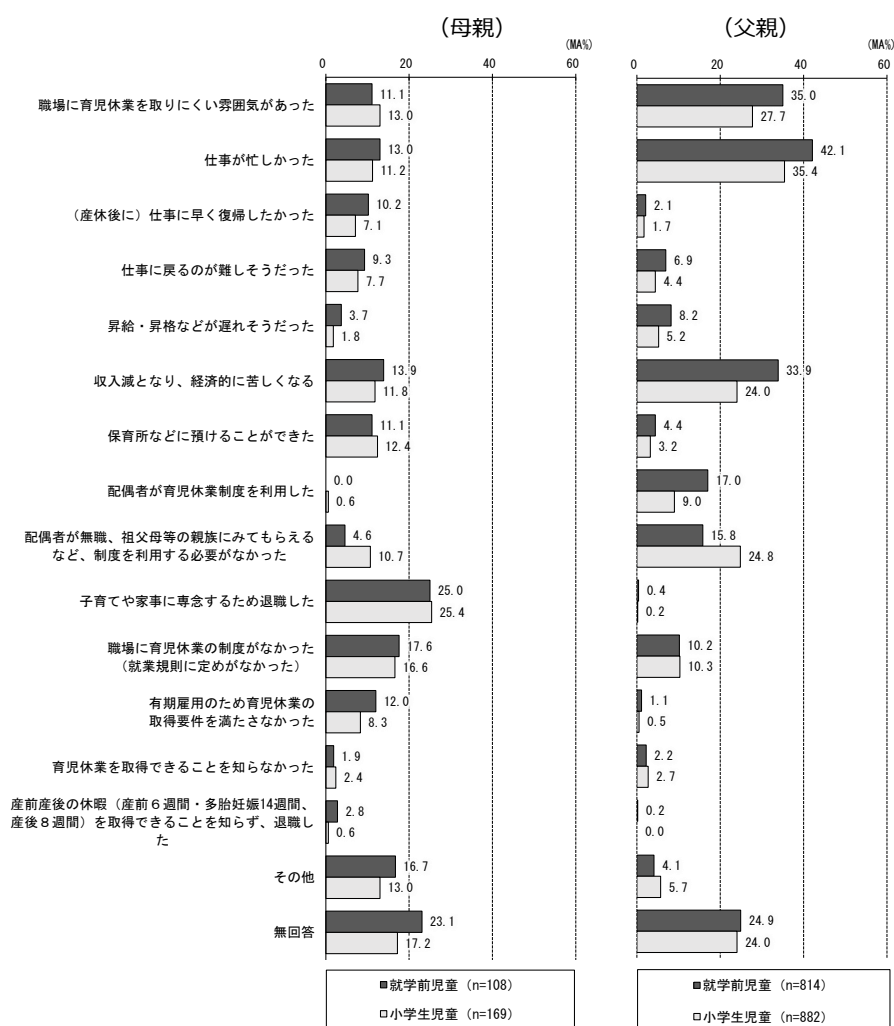


※小学生児童用調査では「取得中である」の項目はありません。

⑤ 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由について、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が就学前児童で 25.0%、小学生児童で 25.4%、父親では、「仕事が忙しかった」が就学前児童が 35.4%、小学生児童が 42.1%で最も高い結果となっています。

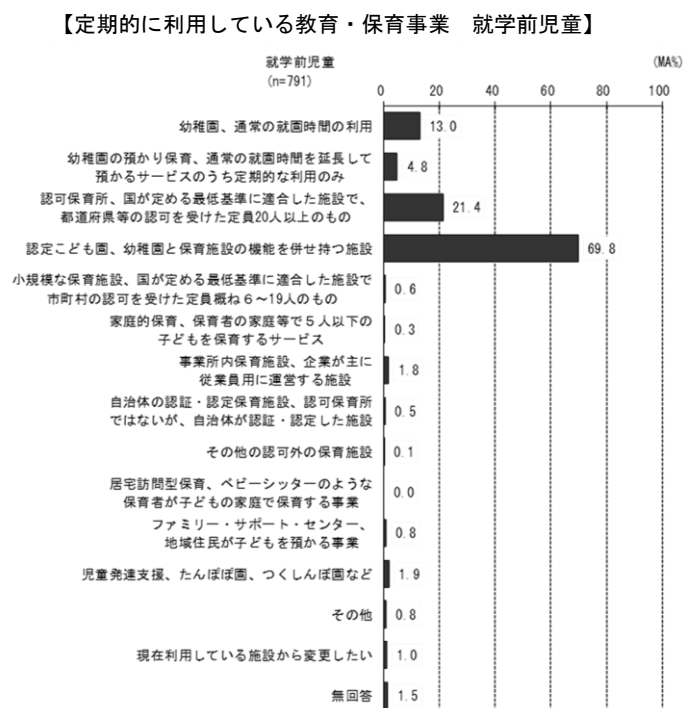
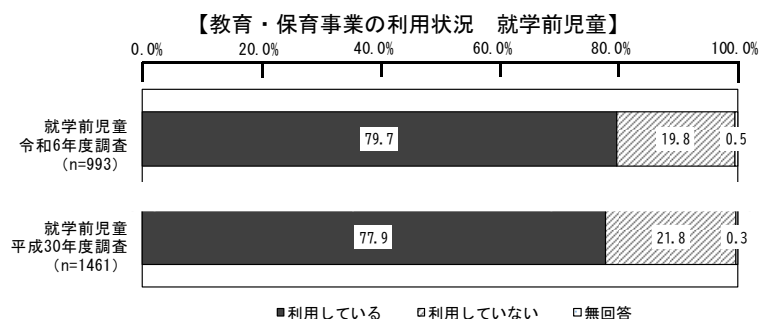
【育児休業を取得していない理由】



⑥ 教育・保育事業利用の実態と意向

平日の定期的な教育・保育事業の利用について、就学前児童の保護者にたずねたところ、「利用している」と回答した人が8割近くになっており、前回調査から大きな変化はありませんでした。

また、定期的にご利用している教育・保育事業については、「認定こども園、幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設」が69.8%と最も高く、次いで「認可保育所、国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの」が21.4%となっています。

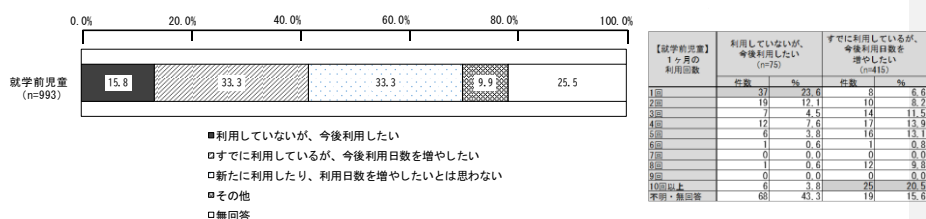


⑦ 地域子育て支援拠点事業の利用意向

地域子育て支援拠点事業についての利用希望では、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が33.3%で最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が15.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が12.3%となっています。

また、1か月当たりの利用希望回数については、「利用していないが、今後利用したい」で「1回」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が「10回以上」と高くなっています。

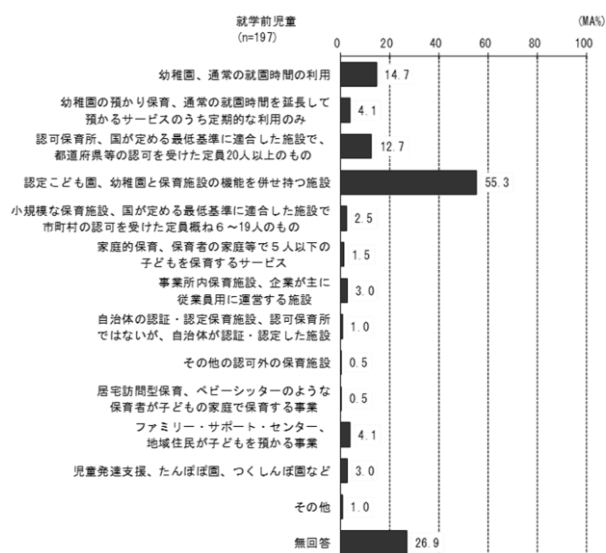
【地域子育て支援拠点事業の利用意向・利用希望日数】



⑧ 利用したい事業について（就学前児童）

今後、定期的に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園、幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設」が55.3%と最も高く、次いで「幼稚園、通常の就園時間の利用」が14.7%となっています。

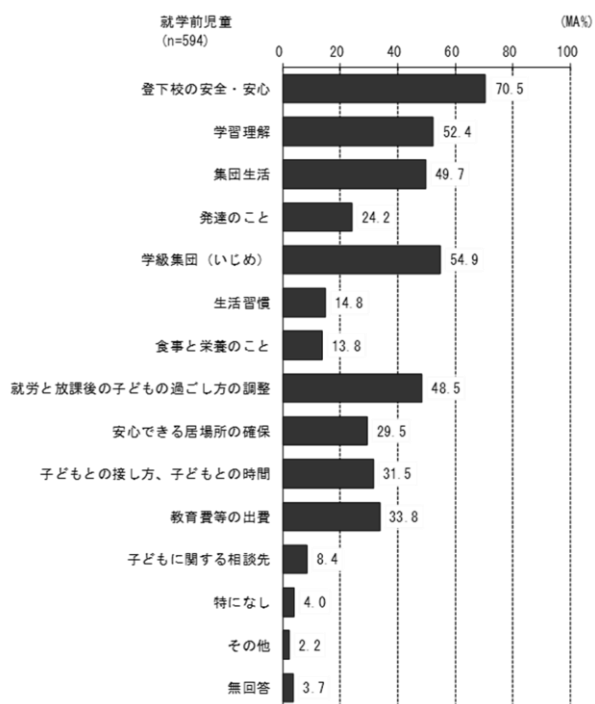
【定期的に利用したい教育・保育事業 就学前児童】



⑨ 就学(小学校入学)について、不安に思うこと(就学前児童)

就学について不安に思うことでは、「登下校の安全・安心」が70.5%で最も高く、次いで「学級集団(いじめ)」が54.9%、「学習理解」が52.4%となっています。

【就学(小学校入学)について、不安に思うこと】



⑩ 等価可処分所得に基づく困窮度の分類について

世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方をもとに調査結果を整理すると、相対的貧困にある世帯が就学前児童では 9.0%、小学生児童では 13.8%となっています。

【等価可処分所得に基づく困窮度の分類】

困窮度分類	就学前児童 中央値：247 万円		小学生児童 中央値：275 万円	
	人数	%	人数	%
中央値以上	421	50.3	421	50.5
相対的貧困には該当しないが、様々な生きづらさを抱える層	294	35.1	266	31.9
相対的貧困の層	47	5.6	32	3.8
	75	9.0	115	13.8
合計	837	100.0	834	100.0

※困窮度について

- ・ 困窮度Ⅰ・・・等価可処分所得の中央値の 50%未満に該当する世帯
- ・ 困窮度Ⅱ・・・等価可処分所得の中央値の 50%以上、60%未満に該当する世帯
- ・ 困窮度Ⅲ・・・等価可処分所得の中央値の 60%以上に該当する世帯

※参考値：令和 3 年の国民生活基礎調査における子どもの貧困率は 11.5%（全国値）

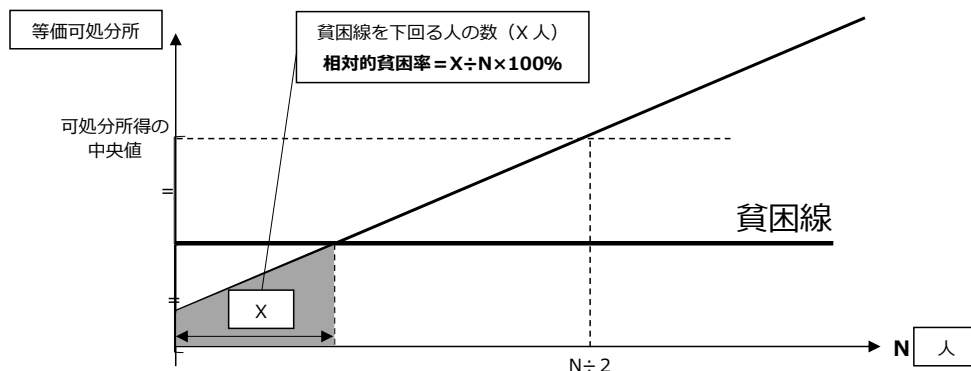
令和 5 年の和歌山県子供の生活実態調査における子どもの貧困率は 10.7%（県の値）

※国民生活基礎調査と県・本市の実態調査は、対象者や調査方法が異なるため、子どもの貧困率の単純比較はできません。

■ 参考

下のグラフは、等価可処分所得と人数の関係を示しています。

可処分所得の中央値の 50%を「貧困線」といい、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人・世帯を「相対的貧困」といいます。



3. 子育て支援施策の実施状況

下記に前回計画の保育サービスや子育て支援事業の実施状況、目標事業量の進捗状況等を記載します。

(1) 1号認定・2号認定・3号認定

(単位：人)		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①	実績 (見込量)	355 (340)	960 (960)	566 (539)	322 (311)	935 (927)	577 (525)	299 (287)	927 (904)	567 (526)
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	479	879	503	469	857	486	469	857	486
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 (②－①)		124	▲81	▲63	147	▲78	▲91	170	▲70	▲81

(単位：人)		令和5年度			令和6年度 (7月末現在)		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①	実績 (見込量)	262 (261)	887 (872)	578 (510)	205 (244)	882 (867)	544 (495)
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	409	862	491	409	862	491
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
差 (②－①)		147	▲25	▲87	204	▲20	▲53

1号認定は見込量を下回っていますが、2号認定、3号認定は、見込量を上回る結果となりました。

【施設等開園・閉園状況（令和2～7年度）】

実施年度	施設名等 ※〈 〉には運営法人を記載
令和2年度	公立岸上保育園・山田保育園 山田さつきこども園整備計画に伴う閉園
令和3年度	民設民営（公私連携）山田さつきこども園＜社会福祉法人寿翔永会＞開園 公立児童発達支援事業所たんぼぼ園（新築移転）開園
令和4年度	公立柱本幼稚園 （仮称）紀見こども園整備計画に伴う閉園
令和6年度	公立紀見保育園・紀見幼稚園・境原幼稚園 （仮称）紀見こども園整備計画に伴う閉園
令和7年度	公設公営 （仮称）紀見こども園開園予定

コメントの追加 [nh1]: 記入をお願いいたします。

（2）時間外保育事業

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
① 実績 （見込量）	379 (459)	377 (443)	375 (432)	449 (415)	306 (405)
②確保の内容	1,242	1,242	1,350	1,350	1,350
差（②－①）	863	865	975	901	1,044

時間外保育事業については、見込量を下回って推移しています。

（3）放課後児童健全育成事業（学童保育）

（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（人）	2,834	2,791	2,741	2,721	2,679
利用人数（人）	795	865	898	910	927
利用率（%）	28.0	30.1	32.8	33.4	34.6

学童保育については、児童数が減少している一方で、利用人数は増加し続けています。

コメントの追加 [nh2]: 各実績値などについて、2024年3月の委員会資料をもとに記入しました。黄色い網掛け箇所は、資料中から数値を拾いきれなかった箇所になりますので、恐れ入りますが記入をお願いいたします。

放課後児童健全育成事業（学童保育・小学校区別）

橋本小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
①実績	69(84)	77(92)	86(95)	79(90)	78(88)
②確保の内容	120	120	120	120	120
差（②－①）	51	43	34	41	42

紀見小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
①実績	100(106)	106(104)	97(99)	104(94)	102(91)
②確保の内容	120	120	120	120	120
差（②－①）	20	14	23	16	18

境原小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
①実績	36(43)	45(50)	53(52)	52(60)	46(65)
②確保の内容	40	80	80	80	80
差（②－①）	4	35	27	28	34

柱本小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
①実績	29(32)	29(33)	35(37)	36(36)	32(32)
②確保の内容	40	40	40	40	40
差（②－①）	11	11	5	4	8

西部小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
①実績	24(46)	25(53)	34(53)	35(55)	35(54)
②確保の内容	40	80	80	80	80
差（②－①）	16	55	46	45	45

学文路小学校区・清水小学校区

（単位：人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
①実績	36(40)	35(37)	29(31)	26(31)	28(30)
②確保の内容	40	40	40	40	40
差（②－①）	4	5	11	14	12

隅田小学校区・恋野小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
①実績	122(127)	96(134)	129(124)	113(125)	114(125)
②確保の内容	160	160	160	160	160
差(②－①)	38	64	31	47	46

あやの台小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
①実績	110(115)	120(118)	120(119)	128(120)	162J(121)
②確保の内容	120	120	120	120	160
差(②－①)	10	0	0	▲8	▲42

城山小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
①実績	82(93)	93(93)	107(97)	116(97)	111(85)
②確保の内容	120	120	120	120	120
差(②－①)	38	27	13	4	9

三石小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
①実績	74(93)	77(94)	82(94)	91(89)	81(83)
②確保の内容	120	120	120	120	120
差(②－①)	46	43	38	29	39

高野口小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
①実績	55(74)	60(82)	71(91)	66(95)	77(95)
②確保の内容	80	80	120	120	120
差(②－①)	25	20	49	54	43

応其小学校区

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
①実績	58(75)	61(78)	53(85)	63(90)	72(90)
②確保の内容	80	80	80	120	120
差(②－①)	22	19	27	57	48

(4) 放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）

（単位）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （7 月末現在）
学校数（校）	14	14	14	14	14
実施校数（校）	13	14	14	14	14
開設割合（％）	92.9	100.0	100.0	100.0	100.0

ふれあいルームについては、市内の各小学校で実施しています。令和 2 年度は改修工事のため西部小学校では実施していませんが、令和 3 年度以降は市内 14 校で継続して実施しています。

(5) 子育て短期支援事業

（単位：泊数）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （7 月末現在）
①実績（見込量）	22(30)	57(30)	16(30)	188(30)	25(30)
②確保の内容	300	300	300	300	300
差（②－①）	278	243	284	112	275

子育て短期支援事業については、見込量を下回って推移しています。

(6) 地域子育て支援拠点事業

（単位：人回/月）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （7 月末現在）
① 実績 （見込量）	733 (1,122)	698 (1,099)	766 (1,092)	813 (1,059)	241 (1,027)
②確保の内容	1,420	1,420	1,420	1,520	1,520
差（②－①）	687	722	654	707	1,279

地域子育て支援拠点事業については、見込量を下回って推移しています。

(7) 一時預かり事業

幼稚園の一時預かり・2号認定による定期的利用

（単位：人日）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （7 月末現在）
① 実績 （見込量）	8,733 (13,328)	9,655 (12,321)	8,889 (11,365)	9,843 (10,337)	2,116 (9,452)
②確保の内容	28,942	29,812	29,812	29,812	28,188
差（②－①）	20,209	20,157	20,923	19,969	26,072

幼稚園の一時預かり・については、2見込量を大きく下回って推移しています。

その他の一時預かり（一時保育・トワイライトステイ）

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
① 実績 （見込量）	305 (293+12) 1,044 (740+304)	521 (511+10) 1,044 (740+304)	650 (641+9) 1,044 (740+304)	825 (237+3) 1,044 (740+304)	315 (315+0) 1,044 (740+304)
②確保の内容	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
差（②－①）	1,735	1,519	1,390	1,215	1,725

その他の一時預かりについては、見込量を下回って推移しています。

（８）病後児保育事業

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
① 実績 （見込量）	0(116)	10(116)	5(116)	26(116)	7(116)
②確保の内容	580	580	580	580	580
差（②－①）	580	570	575	554	573

病後児保育事業については、いずれの年においても利用はわずかでした。

（９）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
① 実績 （見込量）	764 (1,350)	905 (1,350)	962 (1,036)	1,031 (1,036)	321 (1,036)
②確保の内容	1,350	1,350	1,350	1,036	1,036
差（②－①）	586	445	74	5	715

子育て援助活動支援事業については、見込量を下回って推移しています。

（10）利用者支援事業

（単位：箇所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
①実績（見込量）	1（1）	1（1）	1（1）	1（1）	（1）
②確保の内容	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

利用者支援事業については、子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）1箇所を実施しています。

コメントの追加 [nh3]: 内容に変更ございませんでしょうか。

(11) 妊婦健診

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
① 実績 (見込量)	367 (357)	368 (346)	322 (337)	290 (326)	97 (314)
②確保の内容	441	441	441	441	441
差(②-①)	74	73	119	151	344

妊婦健診については、見込量を下回って推移しています。

(12) 乳児全戸訪問事業

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
① 実績 (見込量)	208 (357)	227 (346)	166 (337)	144 (326)	37 (314)
②確保の内容	357	346	337	326	314
差(②-①)	149	119	171	182	277

乳児全戸訪問事業については、見込量を下回って推移しています。

(13) 養育支援訪問事業

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
① 実績 (見込量)	10 (500)	12 (500)	0 (320)	17 (320)	0 (320)
②確保の内容	500	500	500	320	320
差(②-①)	490	488	320	303	320

養育支援訪問事業については、見込量を下回って推移しています。

4. 現状と課題のまとめ（案）

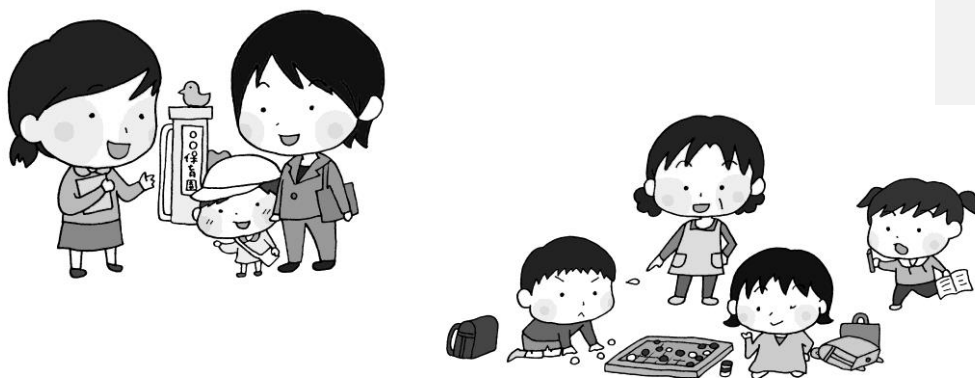
統計データや各種調査、第2期計画の検証結果をとりまとめ、第3期計画期間中に取り組むべき課題と今後の方向性を整理しました。

課題1 子どもの育ちを支える良質な教育・保育の推進

- 保育ニーズが継続して高く、新制度（こども誰でも通園制度）の開始も見込まれるなかで、保育士の人材確保が課題となっています。同時に、保育の質の維持や向上についても引き続き取り組む必要があります。
- 教育・保育の質の維持や向上には、地域や家庭との連携が不可欠です。情報共有や交流の機会の提供など、子育てに対して地域全体が関心を持てるような環境を整備し、地域全体で子どもを育てる社会づくり求められます。

★関連データ一覧

ニーズ調査	●共働き世帯の割合は上昇傾向にあり、保育ニーズの高まりが予想される。 ●現在利用している教育・保育事業、および今後の利用したい教育・保育事業の両方において「認定こども園、幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設」が半数を上回っている。
団体調査	●保育士不足に困っている。保育士を確保できれば、今以上の手厚い保育を行うことができる。 ●官公庁、教育機関等で子育て支援活動は十分なされているが、各々独自に実施することが多く、あまり連携できていない。 ●教育講演会などのイベントへの保護者の参加が少なく、教育支援に理解を得られていないと感じる。



課題2 子どもの健やかな成長を守る環境の整備

- 登下校時や放課後の時間の子どもの安全を確保するため、安全意識の向上と体制の整備が求められます。
- 各家庭の抱える問題やニーズが複雑化していくなかで、保護者側の悩みや課題の解消ができる支援体制の構築が必要です。
- 保護者間の交流を促進することで、子育ての負担を軽減する事業等に関する情報交換の実施や、精神的な負担感の軽減が期待されます。

★関連データ一覧

ニーズ調査

- 就学に対する不安として「登下校の安全・安心」が第2期調査に引き続き最も高く、7割を超えている。
- 子育てについて困ったときに相談できる人の有無について、就学前児童、小学生児童の保護者ともに約1割の人が「いない」としている。

団体調査

- 学童保育や児童館に行きづらいといった声がある。利用のハードルの低い施設や場の整備が必要。
- 小学校、中学校が少なく、遠いため、無料のスクールバス等を支援してほしい。
- 登下校の見守り活動が行われているが、ボランティアが高齢化し後継者が育っていない。
- 親の健康支援策、メンタルを含めた健康相談ができる環境づくりが必要。



課題3 仕事と子育ての両立支援

- 子育ての負担感の偏りや、仕事とのバランスが取れていないなど、子育てに困難を感じる保護者の環境改善が求められます。
- 男性も含めた育児休暇の取得促進や、短時間勤務制度の利用や急な休みの取得を気兼ねなく行えるような環境づくりが重要です。

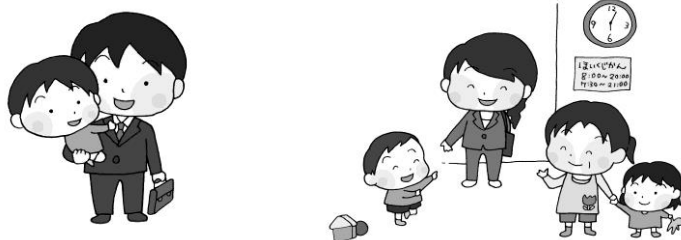
★関連データ一覧

ニーズ調査

- 保護者の就労状況では、父親のフルタイム就労者が約8割となっている一方で、母親のフルタイム就労者は約3割となっている。
- 子育ての主体者について、「父母ともに」が約5割である一方で、「主に母親」が約4割となっている。
- 育児休業の取得状況について、取得率の向上はみられるものの、父親では約8割が取得をしていない。
- 希望より早く育児休業から復帰する人が、父母ともに最も多くなっている。

団体調査

- 共働き家庭が増えるなか、育児を分担制にしている家庭も見られる一方で、多くの家庭では母親が中心となっている。父親の育児休業の取得は以前よりは増えていると感じる。
- 子の看護の為に急な休暇取得を行うと、一時的な人手不足に陥る可能性がある。やむを得ない人員不足における同僚社員やお客さまの理解浸透が必要。
- 育児者を支えるまわりの労働者の負担が増えないようにすることが大きな課題と捉えている。



課題4 子どもの権利擁護の推進

- 経済的困難によって起こりうる様々な問題への対応に、引き続き取り組んでいく必要があります。
- 課題を短期的・局所的に解決するのではなく、子どもから若者まで、切れ目なく支援が行える体制整備が必要です。
- 周囲から見えにくい家庭内での虐待について、地域全体で問題意識を持ち、子どもの権利を擁護する意識、取組や、関係機関でのネットワークが求められています。

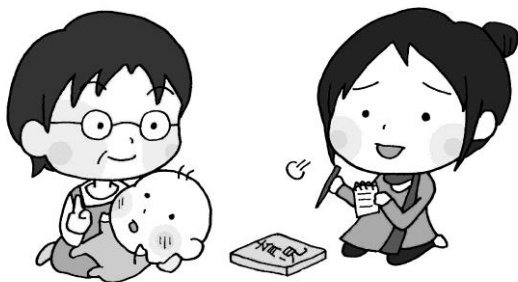
★関連データ一覧

生活実態調査

- 就学前児童では 9.0%、小学生児童では 13.8%が相対的貧困に該当しています。

団体調査

- 経済的に困難な状況にある子どもや世帯への支援が必要。物価高で子どもの貧困が深刻化している。
- ネグレクトと思しき家庭があるが、保護者への声かけが難しい。
- 園生活では家庭内の問題が見えづらい。
- 必要に応じ、それぞれの関係機関での情報を共有し、各方面から見守りを続け、できる支援の方法を考える必要がある。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

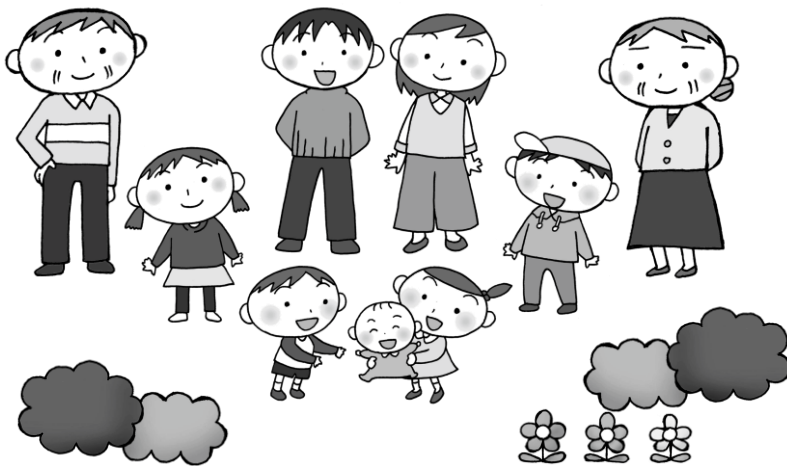
～笑顔とあたたかさを未来へ～

子ども・親・地域がともに育ち合うまち 橋本

「橋本市子ども・子育て支援事業計画」では、「～笑顔とあたたかさを未来へ～子どもが輝くまち 橋本」という基本理念のもと、子ども一人ひとりが主人公となり、それぞれが輝き、心豊かな育ちと地域社会に明るい未来をつくりだせるよう、「オール橋本」で総合的な支援を進めてきました。

子どもがたくましく健やかに育つことはもちろん、今後も親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進することで親も育つとともに、地域の住民一人ひとりが子育てに関する理解を深め、支え合うことで、地域も育つという「ともに育つ」まちをめざすことが重要です。

子どもにも、親にもやさしい、みんなが「ともに育つ」まちづくりを地域全体で進めるため、第1期計画の基本理念を踏まえ、上記の基本理念を掲げ、子育て支援施策を推進することとします。



2. 基本的な視点（案）

基本理念を実現するため、市は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

1. 子どもの幸せを第一に考える視点

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わる様々な権利が擁護されなければなりません。

2. すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て支援に関するニーズも多様化しています。その家庭の実情に応じた柔軟できめ細やかな取組により、子どもや保護者が安心して生活し、自立へと導くことが大切です。

3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の1つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していくことが必要です。

4. 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあるとはいえ、「子どもは社会の宝」であり、子育て家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。地域、事業主、行政等、社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

5. 地域の社会資源を活用する視点

本市は豊かな自然環境や伝統文化が受け継がれ、その根底には地域に根ざした市民の力があります。公民館等の公共施設が随所にあり、親子サークルをはじめとする様々な団体活動が行われています。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが大切です。

6. サービスの量と質を確保する視点

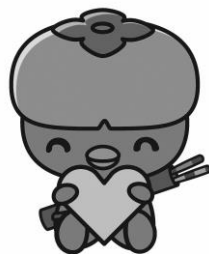
行政サービスは、ただ市民に提供すれば良いというわけではありません。特に、サービスの対象が乳幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量の確保とともにサービスの質を高めることが大切です。

7. 地域の実情に応じた取組の視点

地理的な特性・人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、市の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、地域の特性に応じた取組を推進していく必要があります。

8. 次代の担い手づくりという視点

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った健全育成のための取組を進めます。



3. 施策体系（案）

基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実	① 地域ぐるみの子育て支援、情報提供と相談活動の充実 ② 子育てを支える交流の機会づくり
1-2. 教育・保育サービスの充実	① 教育・保育サービスの量と質の確保 ② 多様な保育サービスの提供 ③ 幼児期の教育・保育の一体的提供
1-3. 子どもの居場所づくり	① 放課後児童対策の充実 ② 児童館等を通じた子どもの育み支援 ③ 異世代で交流する居場所づくり
1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組	① 講座や教室、相談事業の推進 ② 早期支援・早期発見への取組 ③ 家庭での事故防止の啓発 ④ 食に関する生活習慣の確立と体験学習等の促進 ⑤ 思春期保健対策の充実 ⑥ 小児医療体制・夜間救急医療体制等の充実
1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進	① 家庭・地域とつながる学校づくり ② 学校教育環境の充実 ③ 家庭や地域の教育力の向上と活動機会の提供 ④ 青少年団体等の各種団体活動への支援 ⑤ 交流や体験の機会づくり

基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり

2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり	① 安全・安心なまちづくり ② 身近な環境に配慮したやさしいまちづくり
2-2. 事故から子どもを守る活動	① 安全な道路交通環境の整備 ② 地域と連携した交通安全の確保
2-3. 犯罪等の被害から子どもを守る活動	① 地域ぐるみで犯罪を防止する取組の推進 ② 安全教育の推進 ③ 被害にあった子どもに対するケアの充実

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1. 仕事と子育ての両立の支援	① 男性の子育て等、家庭生活への参画促進 ② 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進
3-2. 企業への働きかけの推進	① 事業主への啓発活動 ② 女性の再就職の支援

基本目標4 すべての子どもの権利を守る、きめ細やかな取組の推進

4-1. 児童虐待防止対策の推進	① 児童虐待防止ネットワークの充実 ② 養育支援を必要とする家庭への支援の充実 ③ 子どもの人権を守る取組の推進
4-2. 家庭における子育て支援の推進	① 子育て家庭への負担の軽減 ② ひとり親家庭等の自立のための支援
4-3. 児童発達支援施策の推進	① 早期発見と療育、教育・保育の充実 ② 支援を必要とする児童へのサービスの充実
4-4. 子どもの貧困対策の充実	① 就労等支援の充実 ② 支援を必要とする子どもたちの関係部署へのつなぎ

コメントの追加 [nh4]: ・基本目標 4 について、「すべて

の子どもの権利を守る、きめ細やかな取組の推進」は
いかがでしょうか。

・また、近年注目されているヤングケアラーに関する
取り組みについて、施策の方向レベルまで引き上げて
いる市町村もあるようです。4-1 に「④ヤングケアラ
ーの早期把握と相談支援」などのような形で挙げるの
はいかがでしょうか。

・こども計画を意識すると、「4-5 子ども本人や子育て
に関わる人の意見反映」なども今後視野に入ってく
るかもしれません。事業化の予定がなければ、今回の
掲載は見送りかもしれません。

第4章 施策の展開

基本目標

1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

本市の次代を担う子どもたちの健やかな育ちには、その保護者である親も健やかでなくてはなりません。そのためにも、妊娠期から親に寄り添い、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりが必要です。

また、子育てのニーズが多様化する中で、子育てをしている家庭が地域で孤立したり、不安を抱えたりしないための取組も必要です。

本市では地域の様々な機関・団体と連携し、交流の場において相談へつながるなど、保護者の不安や負担の軽減に取り組んでいます。一方で、少子化や就労する保護者の増加により、交流の場などの活動に参加する人が減少していることから、参加者を増加していくとともに、交流の場等につながりにくい親子の参加をどのようにして促していくかが課題となっています。

基本方針

子育て家庭が地域で孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を発揮し、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援サービスの拡充に努めます。

また、様々な子育て情報をわかりやすく提供する体制を強化し、情報を必要とする人のもとに届ける環境づくりを推進します。

施策

施策の方向

① 地域ぐるみの子育て支援、情報提供と相談活動の充実

- 親子の交流の場を通じ、子育てに関する情報提供をはじめ、様々な相談へつなげるとともに、その家庭に必要な援助を行い、子育て支援の充実を図ります。

主な事業

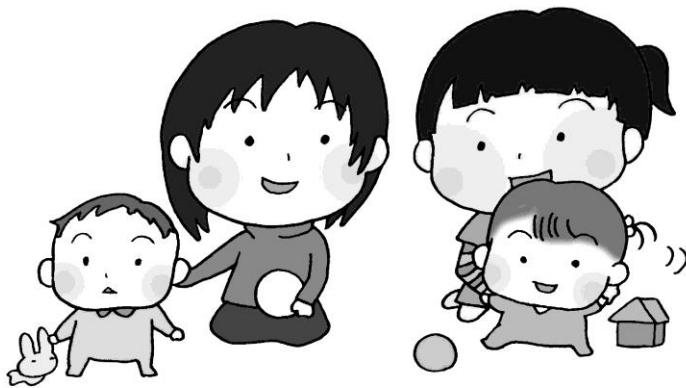
- 1) 仲間づくりの機会、遊び場の情報提供（子育て支援センター事業）
- 2) 子育て相談の充実（子育て支援センター事業）
- 3) 様々な媒体を通じた情報発信の推進（子育てガイド「子育て のびの〜び」の配布、ホームページ「子育て情報サイト はぴもと」、LINE（ライン）、母子手帳アプリの配信等）
- 4) 子育てを地域で相互援助する事業の拡充（ファミリーサポートセンター）

② 子育てを支える交流の機会づくり

- 親子のふれあいは、健全な親子関係を構築する基礎となるものです。親が子育ての喜びを実感し、子どもの豊かな心を育むため、家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を提供します。
- 子育てに対する不安や悩みの軽減を図るため、同年齢の親同士がふれあい、友達をつくり、お互いに育児相談ができる場として、子育てセミナーや子育て教室等を開催します。

主な事業

- 1) 親同士の交流、子育ての楽しさを伝える機会の充実（親子サークルの育成・活動支援等）
- 2) 育児不安の軽減、産後うつや虐待の予防（乳幼児の交流教室等）



1-2. 教育・保育サービスの充実

現状と課題

令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化により、保護者の就労意向の変化や幼児期の教育・保育の選択等、子育て家庭のニーズがより多様化すると考えられます。そのニーズに対応するため、本市では複数園の統合・開園、また、延長保育や預かり保育等の保育サービスの充実を図る一方で、施設整備の必要性や、利用者の増加に伴う保育士等の負担の増加といった課題が生じており、対応が求められています。

また、保育サービスは量の充実だけでなく、質の向上も課題であり、教育・保育に携わる機関や職員の公立・私立の枠を超えた連携を深め、教育・保育の質の向上に向けた取組を推進していくことが重要です。

基本方針

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮し、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。また、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

施策

施策の方向

① 教育・保育サービスの量と質の確保

- 多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、民間活用も含め有能な保育士等の確保や定着化に向けた策を講じるとともに、適正な保育の量の確保と質の向上に努めます。

主な事業

- 1) 幼保連携型認定こども園への移行（公私連携方式による整備・（仮）紀見こども園構想）
- 2) 教育・保育の質を向上するための研修の実施
- 3) 保育士確保対策の実施
- 4) 保育士等処遇改善の実施

② 多様な保育サービスの提供

- 子育て世代の就労が増え、保育所を利用する人が多くなっています。こうした状況に対応し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるためにも、保護者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。

主な事業

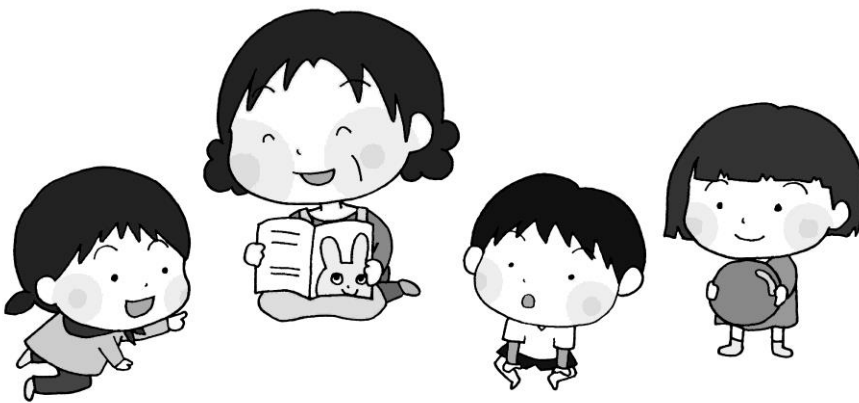
- 1) 延長保育により安心して子育てができる環境の整備（延長保育事業）
- 2) 一時預かり保育の実施（預かり保育事業）
- 3) 病後児保育の実施（病後児保育事業）

③ 幼児期の教育・保育の一体的提供

- 質の高い教育・保育の提供や地域の子育て支援機能の維持・確保を図り、保育所、幼稚園、認定こども園の連携や就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

主な事業

- 1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の連携の推進（教育と福祉の連携による各園への訪問指導等）



1-3. 子どもの居場所づくり

現状と課題

様々な家庭の状況にある子どもたちの安全・安心な居場所が求められる中で、地域や子育て支援団体等の協力により、すべての子どもたちを見守る意識づくりや体制の整備を含め、総合的な居場所づくりを講じる必要があります。

本市には、公園や広場等、子どもや高齢者が安心して過ごせるような居場所が各所にあり、それらの居場所を活用しながら、日頃からの地域でのふれあいや、放課後の事業等による多様な体験・活動等、地域全体で関わりを促進していくことが重要です。

基本方針

共働き家庭の増加に伴う放課後の子どもたちの居場所の確保だけではなく、すべての子どもたちに様々な居場所を確保するとともに、地域全体で子どもたちの健全な育成に努めます。そして、放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）や放課後児童健全育成事業（学童保育）を効率的、効果的に運用するとともに、新・放課後子ども総合プランに基づく事業（P53～56）を推進します。

施策

施策の方向

① 放課後児童対策の充実

- 放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労等の理由で、日中に保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施します。
- 放課後等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）を実施します。

主な事業

- 1) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進（学童保育、ふれあいルーム、放課後等デイサービス事業）

② 児童館等を通じた子どもの育み支援

- 児童館や図書館における、読み聞かせ会や学習支援、季節の行事、各種教室を実施することで、子どもたちの自由な学習や創造を通じ、豊かな情操を育みます。

主な事業

- 1) 子どもの遊び場や体験の機会の充実（子ども館・児童館活動）
- 2) 自由な学習機会の充実（各種図書館事業等）

③ 異世代で交流する居場所づくり

- 子どもや子ども連れの保護者・高齢者が安心して遊び過ごすことができるよう、広場や公園遊具等の計画的な整備・点検に努めます。また食を通じて、子どもから高齢者まで気軽に集え、孤食を減らし、異世代間でのコミュニケーションを大切にし、一緒に過ごせる居場所を提供します。

主な事業

- 1) 安心して過ごせる公園・施設等の充実（公園・広場等の整備）
- 2) こども食堂等を通じた居場所づくり

1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組

現状と課題

子育て世代を取り巻く社会には、保護者が受ける社会からのストレスや、子どものアレルギー問題、感染症等、精神面・健康面での様々な問題や不安があります。

そのような社会において、誰もが安心して育児や出産と向き合い、すべての親と子どもがともに健やかに成長するためには、健康に関する正しい知識や技術の普及を通じて健康を確保するだけでなく、安心して妊娠・出産ができる環境づくり、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する体制づくりに取り組む必要があります。

また、本市で実施している自らの命を守る取組を継続して進めるとともに、様々なアレルギーをもつ子どもやその家庭への不安を払拭するため、関係各課が連携して取組を進めることが重要です。

基本方針

妊娠期から出産期を通じて母子の健康が確保され、安全・安心な出産ができるよう、健康診査の充実と事後支援体制を整備するとともに、子育て世代の家族に関わる健康増進に努めます。

また、家庭における乳幼児の不慮の事故をはじめとする様々な危険を防止するための知識の普及に努めます。

施策

施策の方向

① 講座や教室、相談事業の推進

- 母子の健康や子育てについて、気軽に相談できる環境づくりに努め、マタニティクラスや各種教室等の実施により、親としての自覚や知識を得るための機会を提供します。

主な事業

- 1) 家庭児童福祉に関する相談指導の充実（家庭児童相談室事業）
- 2) 乳幼児の発達状況や健康相談、育児相談の充実（健康相談事業）
- 3) いのちの大切さ、家族の役割を伝える機会の提供（ママパパ教室等）

② 早期支援・早期発見への取組

- 母子の健康を確保するため、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種を実施するとともに、子育て家族の心身の健康づくりを促進します。

主な事業

- 1) 妊婦の健康を確保する取組の充実（妊婦健診事業）
- 2) 乳幼児の健康を確保する取組の充実（乳幼児健診・相談事業）
- 3) 生活習慣の改善を含む健康づくりの推進（生活習慣病予防のための各種健診等）

③ 家庭での事故防止の啓発

- 日常生活に潜む危険に子ども自身が気づけるよう教育に取り組むとともに、様々な情報を提供することで、注意喚起に努めます。

主な事業

- 1) 安全教室等の実施
- 2) 家庭環境に応じた情報提供

④ 食に関する生活習慣の確立と体験学習等の促進

- 妊娠前、妊娠中からの心身の健康づくり、また、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣の形成に向けた取組により、健やかな生活習慣を身に付けることで、生活習慣病予防の基盤を固め、生涯を通じた健康づくりを推進します。
- 子どもの成長に合わせた食育を推進するため、「健康はしもと 21」や「第2次橋本市食育推進計画」に基づき、栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身に付けられるよう、妊娠中から食生活の改善に向けて、知識・技術の習得を促します。さらに、子どもたちが食の大切さを学び、食の楽しさや親しみ、感謝の気持ちを育むとともに、食物アレルギーに関する理解の促進と、家庭への支援等、教育と福祉の連携した取組を進めます。

主な事業

- 1) 基本的生活習慣を身に付ける必要性の周知
- 2) 食育の推進（保護者への支援、保育所・幼稚園等での推進活動）
- 3) 地産地消の推進（学校の児童生徒と給食食材提供者との交流会）
- 4) 食物アレルギーに関する理解と支援

⑤ 思春期保健対策の充実

- 思春期は、子どもから大人へと移り変わる時期で、精神的にも大きな変化の現れる時期です。児童生徒への健康診断等を通じた健康管理に努めるとともに、保健・医療・教育との連携をさらに強化し、喫煙、飲酒、薬物の乱用等の防止に向けた啓発も含めて、包括的な取組を推進します。

主な事業

- 1) いのちの大切さを学ぶ機会の充実（いのちを育む授業）

⑥ 小児医療体制・夜間救急医療体制等の充実

- 安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進します。特に小児医療・夜間救急医療について、近隣市や関係機関との連携を図り、いつでも安心して質の高い医療サービスが受けられるよう、小児医療体制・夜間救急医療体制等の一層の充実に努めます。

主な事業

- 1) 緊急医療体制の充実
- 2) 休日急患医療体制の充実



1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進

現状と課題

子どもたちには、これからの未来を担う人として、将来への夢や希望を原動力に自らの強みや生きる糧となる「生きる力」を身に付けられる教育が求められています。子どもたちが「生きる力」を身に付けられるよう、すべての大人が子どもを慈しみ、育てる体制をつくり、教育環境の充実に努める必要があります。

本市では、学校・家庭・地域が一体となった教育活動により、子どもたちを見守り、支える環境づくりや地域社会の活性化に取り組んできました。本市で育つ子どもたちが未来を拓けるよう、今後も地域活動や協働の取組を活かした共育コミュニティを推進することで、学校・家庭・地域が力を合わせ、人と人のつながりを再構築し、子どもたちを豊かに育んでいくことが重要です。

基本方針

家庭における子どもとの様々な関わり方の情報提供、保護者同士の情報交換を促す交流の機会づくり等、より豊かな家庭教育を行うことができるよう、家庭教育の普及啓発と、親育ちへの取組のさらなる充実に努めます。また、様々な機会を通じ、地域での世代間交流を促すとともに、学校、家庭、地域の連携を強化することで、地域全体で育ち合う環境づくりに努めます。

施策

施策の方向

① 家庭・地域とつながる学校づくり

- 学校・家庭・地域が一体となって子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、子どもと大人がともに育て・育ち合い、人と人のつながりを深め、活力のある地域づくりを推進します。また、学校の抱える問題解決や子どもたちの豊かな成長のため、地域社会全体での教育の実現に努めます。

主な事業

- 1) 人と人とのつながりによる活力のある地域づくり（共育コミュニティの推進）
- 2) 学校と地域をつなぐ体制の強化（コミュニティスクールの推進）

② 学校教育環境の充実

- 教員のスキルアップを図るための研修や講習会を開催し、教育に関する教員の指導力の向上に努めます。また、小中学校の児童生徒に対する相談支援体制をつくるとともに、関係機関と連携のもと、就学前教育との円滑な接続に努めます。

主な事業

- 1) 各校・研究グループに対する支援（教育研究委託事業）
- 2) 教育相談の充実（スクールカウンセラー配置事業の活用）

③ 家庭や地域の教育力の向上と活動機会の提供

- 保護者や子ども、子育て世代が交流し、学ぶ場、つながる場の充実に努めるとともに、幅広い方が参加できるよう、各種取組の周知を図ります。また、様々な機会を通じ、地域ボランティアの活躍の機会を提供します。

主な事業

- 1) 交流の場づくり（家庭教育支援事業他）
- 2) 応援ボランティア等との連携と充実（市民活動サポートセンター事業等）

④ 青少年団体等の各種団体活動への支援

- 子どもや若者がふるさに関心の目を向け、遊び場や活動の機会づくり等に主体的に関わり、子どもや若者同士あるいは大人と協力・連携して、より良いものをつくり上げるよう、地元ふるさとを知る機会づくりの提供やまちづくりへの参加を促進します。

主な事業

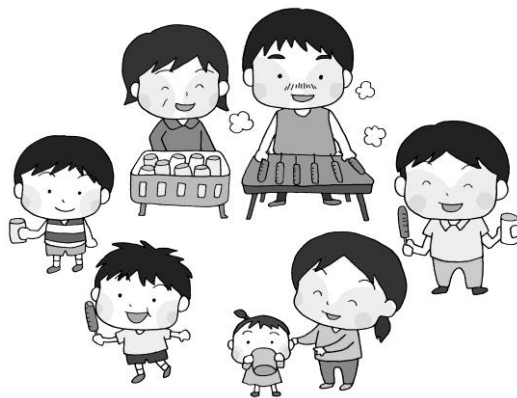
- 1) 各種団体への活動支援（青少年団体連絡協議会、青年指導員連絡会、スポーツ少年団、中学生ボランティアクラブ、橋本市子ども会連絡会、青少年育成市民会議等）

⑤ 交流や体験の機会づくり

- 子どもの社会性を育むためには、異年齢の子どもや世代間交流、文化活動等の機会の提供が重要になります。職場体験や地域住民との交流を通じ、子どもたちの視野やつながりを広げ、精神的な負担感を軽減するとともに、子どもの自主性・社会性の向上を促します。

主な事業

- 1) 職場体験等の学習機会の充実（キャリア教育）
- 2) ふれあいレーム等開催への支援
- 3) 地域における異世代の交流機会の提供（公民館事業等）



2 安全で安心して暮らせる環境づくり

2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

全国的に災害が多発しており、有事の際に子どもが安心して暮らせる環境への関心が高まっています。また、安心して暮らせるには、災害時だけではなく、きれいな空気や水など、日頃から命や健康を守ることができる環境の確保が欠かせません。

これからも子どもが安心して暮らせる環境を確保・維持していくためには、地震等の災害発生時に子どもが安全に避難できるよう、保育・療育・教育施設での防災対策をはじめ、避難体制の確立を図るとともに、有事に配慮した防災意識の高揚に取り組むことが必要です。

また、子どもたちが、いつまでも美しい空気ときれいな水の恩恵を享受できるように、自然環境の保全や環境美化等に取り組むことも必要です。

基本方針

事故防止や防災の観点から、各種訓練を充実させるとともに、有事に備えた子どもや保護者への周知等、慌てることなく落ち着いて行動できるよう、継続した取組を進めます。

また、分別等によるごみの減量化や再利用等、環境保全に対する意識付けを図ります。

施策

施策の方向

① 安全・安心なまちづくり

- 地震等の災害発生時において、子どもたちが安全に避難できるよう、保育・療育・教育施設での防災対策を充実させるとともに、地域での防災意識の高揚に努めます。

主な事業

- 1) 防災教育の推進
- 2) 地域における防災活動の推進（地域防災訓練、小学校防災キャンプ事業、各種避難訓練）

② 身近な環境に配慮したやさしいまちづくり

- 限りある資源の有効活用がごみの減量化、さらには環境保全へとつながる循環型社会の形成へ向け、環境に対する意識や行動を促す活動を推進します。

主な事業

- 1) 地域清掃活動等を通じた環境学習
- 2) 食品ロス削減につながる活動の推進

2-2. 事故から子どもを守る活動

現状と課題

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件・事故は後を絶ちません。特に、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故等が問題となっており、地域における子どもの安全への関心が高まっています。子どもたちの安全を守るためには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが必要です。

基本方針

子どもを交通事故から守るため、警察等の関係機関や団体、地域住民等の協力・連携を通じて、交通安全の意識を高めるとともに、安全な交通を妨げる行為の解消等を進めます。

施策

施策の方向

① 安全な道路交通環境の整備

- 安全・安心な子育てのため、通学路や園外保育経路等の歩行者の安全確保に取り組み、子どもが安全に登下校できる環境をつくります。

主な事業

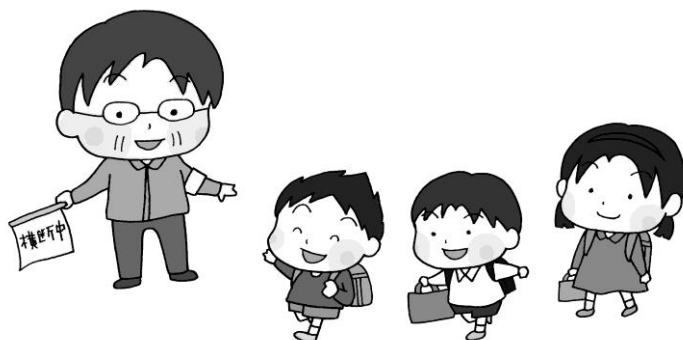
- 1) 安全の確保に関する情報提供（事故防止に関する啓発事業、交通安全教育）
- 2) 交通安全施設の整備（通学路の安全確保・バリアフリー化等）

② 地域と連携した交通安全の確保

- 子どもが安心して生活できる環境をつくるため、関係機関・団体、地域住民等との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。

主な事業

- 1) 子どもたちを事故等から守る活動の充実（子どもの安全見守り）



2-3. 犯罪等の被害から子どもを守る活動

現状と課題

地域社会のつながりが薄れ、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発している中で、学校や地域の実情等に応じた学校の安全管理体制の整備や防犯教育の充実、子どもの安全を地域全体で見守る体制の整備等が必要となっています。

地域の防犯活動の充実に向けて、自主防犯活動団体を育成するとともに、子どもたちの危険察知能力の向上に向けた、指導者のスキルアップも求められています。

また、子どもたちの発達段階に応じ、環境や社会への影響を考慮して自分で選び、消費する力や、ものの健全な価値を見極める力を養成することが重要です。

基本方針

子どもが地域で安全に過ごせるよう、緊急避難が可能な体制を充実させるとともに、警察をはじめとした関係機関や団体、地域住民の協力・連携により、凶悪化・多様化した犯罪の防止に努めます。

施策

施策の方向

① 地域ぐるみで犯罪を防止する取組の推進

- 自主防犯活動団体による青色回転灯を装備した車でのパトロール活動、自治会やPTAが行う地域防犯パトロール活動等を支援します。

主な事業

- 1) 地域防犯活動の支援（安全パトロール、きしゅう君の家運動、防災無線による啓発、青少年育成市民会議等）

② 安全教育の推進

- 子どもを犯罪から守るために、自らの身を守るための知識や技能を習得する学習機会を提供し、各種教育の推進に努めます。

主な事業

- 1) 学校等での安全教育の推進（子ども安全教室）
- 2) 防犯教育、消費者教育、情報モラル教育等の実施

③ 被害にあった子どもに対するケアの充実

- 犯罪や虐待の被害に遭い、心身に深い傷を負った子どもに対し、専門機関等と連携し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を防ぎ、心のケアに努めます。

主な事業

- 1) 専門職と連携した支援の推進（カウンセリング等支援事業）

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1. 仕事と子育ての両立の支援

現状と課題

子どもが家庭の温かなふれあいの中で心豊かに育っていくためには、男女がともに子育てや介護、家事等の責任を担い、協力し合い家庭を築いていくことが重要であり、子どもも家庭の一員として協力していく必要があります。

本市では、就労する母親が増加しており、共働き世帯が増えています。男女ともに働きやすく、子育てなどをしやすい環境づくりが求められています。

親が子育て等の時間を十分に確保できるよう、市民のワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図るとともに、働きながら子育てなどをしやすい環境づくりを進めることが重要です。

基本方針

性に関わらず、すべての人が仕事と家庭に生きがいをもてるよう、子育てなどをしやすい就労環境づくりに向けた意識の啓発に取り組みます。また、子育て中の親子が安心して地域で生活できる環境づくりに努めます。

施策

施策の方向

① 男性の子育て等、家庭生活への参画促進

- 父親が子育て等への喜びを実感し、家庭におけるコミュニケーションが育まれるよう、父親と子どもを対象としたふれあいの場を提供します。また、父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供することで、子育てなどへの参画の促進と意識の啓発に努めます。

主な事業

- 1) 仲間づくりの機会、遊び場等の情報提供
- 2) 講座やイベントを通じた啓発の推進

② 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進

- 「男女共同参画社会基本法」における基本的な視点のもと、働きながら子育てなどをする人を支援する意識を醸成するとともに、子育てなどをしやすい環境の整備について啓発を継続します。

主な事業

- 1) 啓発・研修の充実（男女共同参画リーダー研修）
- 2) 人権教育の推進（保育所・幼稚園・こども園、小学校・中学校等における人権教育）

3-2. 企業への働きかけの推進

現状と課題

性に関わらず、すべての保護者が主体的に子育てなどに向き合い、関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。企業等では、国の進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめ、男性の育児休業の義務化や育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備等を独自に進める企業も増えています。一方で、中小企業や小規模事業者等までなかなか浸透していない実態があり、行政のみならず、国や県、企業等と一体となって取り組んでいく必要があります。

基本方針

ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本として、事業所に対し、仕事と子育てなどの両立が可能な労働形態についての理解や育児・介護休暇等の取得促進など、仕事と生活の調和の実現へ向けた取組に関する情報発信、啓発を行います。

施策

施策の方向

① 事業主への啓発活動

- 育児・介護休業や短時間勤務制度等、多様な働き方に関する情報提供を進め、保護者が働きながら子育て等しやすい環境を見つけれられるための意識啓発を行います。

主な事業

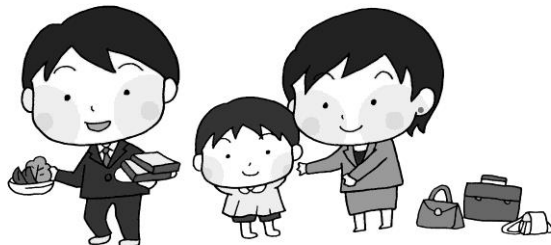
- 1) ワーク・ライフ・バランスに係る制度説明資料の配布
- 2) 施設内保育所設立のための企業への啓発

② 女性の再就職の支援

- 子育て後も職場へ復帰できるよう、職場の環境整備を支援します。

主な事業

- 1) 子育て後の復職しやすい環境づくり
- 2) 女性のエンパワーメント及び職業能力の開発の推進（職業訓練の啓発、女性電話相談事業、女性電話相談員養成講座、女性起業支援研修等）



基本目標

4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進

4-1. 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

こうした現状に対応するため、国では、児童福祉法が改正され、児童虐待の発生予防から自立支援までの包括的な対策のさらなる強化、児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育てなどが進められています。

「要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携を図りながら、多方面から支援に努めており、今後も児童虐待の予防や早期発見に努めるとともに、引き続きすべての家庭が子どもを健全に養育できるよう、各種取組の推進が求められます。

基本方針

子どもに対する虐待を未然に防止するため、親子が発信する様々なサインを受け止め、子育てに寄り添う乳幼児健診、相談の充実にも努めるとともに、健診等の未受診者に対する取組や受診啓発に努めます。

さらに、虐待を早期に発見するため、市民へ通告義務に関する啓発を行うとともに、迅速かつ適切な対応を行うため、関係各課や関係機関との連携による児童虐待防止活動の強化を図ります。

施策

施策の方向

① 児童虐待防止ネットワークの充実

- 児童虐待や非行・不登校・発達障がい等の子どもやその家庭を支援していくため、関係機関との連携を図り、支援ネットワークの充実に努めます。

主な事業

- 1) 虐待防止体制の強化（要保護児童対策地域協議会）
- 2) 子育て関係団体との連携の促進（民生委員・児童委員、母子保健推進員等との連携による支援）

② 養育支援を必要とする家庭への支援の充実

- 育児不安のある保護者や精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見するため、相談事業や啓発事業を推進します。

主な事業

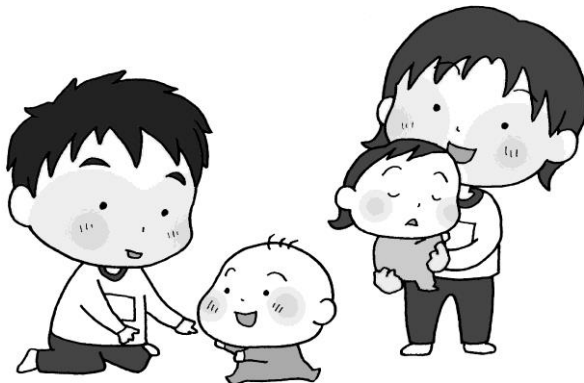
- 1) 子育ての不安の軽減（児童相談事業）
- 2) 養育を必要とする子ども・家庭へのサービスの充実（養育支援訪問事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ含む））
- 3) 乳幼児健診等未受診者へのフォロー

③ 子どもの人権を守る取組の推進

- 子どものいのちを失うような悲しい事件を引き起こさないよう、子どもの人権や自由を尊重し、啓発等を充実させることで、子どもの人権に関する市民の意識を高めます。

主な事業

- 1) 人権に関する啓発の推進（児童相談事業）



4-2. 家庭における子育て支援の推進

現状と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化する中で、様々な家庭状況に対応した、柔軟で総合的な取組により、すべての子育て家庭への支援を進めてきました。

特にひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりでなく、育児相談や家事援助等、自立に向けた生活支援の充実が重要です。

そのため本市では、子育て家庭が自立した生活を送ることができるよう、就労相談や研修会の開催、資格取得に伴う経済的負担の軽減等、各種支援を実施してきましたが、今後も様々な視点から、子育て家庭の生活の安定を図ることが重要です。

基本方針

子育て家庭の経済的な負担の軽減のため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、各種支援の充実に努めます。

施策

施策の方向

① 子育て家庭への負担の軽減

- 子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な支援に関する周知を図ります。

主な事業

- 1) 児童の健康の保持・増進に向けた経済的支援（乳幼児医療費・小学生医療費・中学生医療費助成制度）
- 2) その他の経済的支援（紙おむつ用ごみ袋給付事業、就学援助、三子以上に係る育児支援助成事業、児童手当等）

② ひとり親家庭等の自立のための支援

- 保護者が自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、保護者に対する就労支援をはじめとする各種支援の充実に努めます。

主な事業

- 1) 生活基盤を確保するための支援（児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療助成事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、母子・父子寡婦福祉資金貸付制度等）
- 2) 就労支援（母子・父子自立支援員による就労支援等）
- 3) 生活支援（母子生活支援施設事業、助産施設入所事業等）

4-3. 児童発達支援施策の推進

現状と課題

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、認定こども園や幼稚園、小学校、関係機関等が連携し、ライフステージを一貫して支援できる体制づくりが求められます。

また、全国的に発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっており、関係機関との連携の強化や、サービス提供事業所の参画、質の確保を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する市民の理解を深める取組が重要です。

基本方針

発達障がいなど、支援を必要とする子どもたちの健全育成のため、関係機関との連携を図り、子どもと家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供します。

障がいなどの早期発見に努め、障がいのある子どもの様子や、家族の支援に関する意向を尊重しながら、その家庭にあった適切なサービスを利用・提供できるよう小規模な保育の実施を検討するとともに、児童発達支援事業への理解と啓発、充実に努めます。

また、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制のもと、より良い発達相談事業の推進に努めます。

施策

施策の方向

① 早期発見と療育、教育・保育の充実

- 乳幼児の健康診査の受診機会等を通じて、障がいの早期発見に努めるとともに、発達に支援を必要とする幼児や育児に不安のある保護者等の相談・情報提供体制の充実に努めます。
- 心身の発達に遅れや心配のある子どもの通園事業や早期療育事業・保育所等訪問支援事業の継続的な実施により、障がい児の発達や保育士等への指導・助言、家族の支援に努めます。

主な事業

- 1) 相談体制の充実（発達相談員による相談）
- 2) 教員に対する研修の充実（関係機関や発達相談員による研修の実施等）

② 支援を必要とする児童へのサービスの充実

- 心身の発達に遅れや心配のある児童等へのサービスの充実に努め、相談・情報提供体制の充実に図ることで、障がい児の発達やその家族の支援に努めます。

主な事業

- 1) 療育、教育・保育の充実（特別支援学級等における教育・訓練、発達支援保育事業、加配保育士・教員の配置、療育検討委員会、教育支援委員会）
- 2) 親子を支える教室・発達支援事業（サポート教室、ことばの教室、のびのび教室、児童発達支援事業所等）
- 3) 児童発達支援事業所たんぽぽ園の新築移転整備計画

4-4. 子どもの貧困対策の充実

現状と課題

国では、就業しているひとり親家庭の半数以上が相対的貧困（全国民の所得の中央値の半分を下回っている状態）の状態にあることが指摘されており、子育て家庭の経済的基盤の安定を図ることは、子どもの育ちにとって重要な課題と位置付けられています。

本市においても、経済状況が安定せず、生活が困難な状況で過ごす子どもが存在することから、安定した生活を送れるよう支援していくことが重要です。

特に、貧困の状況にある子どもにおいては、相対的に不登校等につながりやすく、自己肯定感や学習意欲が低くなる傾向も指摘されていることから、教育上の支援や生活上の支援をはじめ、様々な場面における支援が必要です。

保護者のつながりや居場所づくりを通じて「心の貧困」をなくすとともに、貧困による様々な連鎖を断ち切り、健全な成長を促すための仕組みづくりが必要です。

基本方針

貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等、幅広い視点から、総合的な支援を必要とします。

計画に掲げるすべての施策が貧困に対する支援につながるという意識のもとに、関係部署との連携をより一層強化します。

施策

施策の方向

① 就労等支援の充実

- 貧困の連鎖を断ち切るために、子育て支援団体や行政が、それぞれの立場で相談や支援につながる仕組みの充実に努めます。

主な事業

- 1) 就労への理解を深める啓発と支援（生活困窮者自立相談支援事業、母子自立支援等）

② 支援を必要とする子どもたちの関係部署へのつなぎ

- 支援を必要とする子どもや保護者のニーズを把握し、適切な支援へとつなげる仕組みづくりを進めます。

主な事業

- 1) 困窮状況を解消するための支援の理解促進と啓発
- 2) 支援を必要とする子どものニーズを把握し、適切な支援につなげる仕組みづくり（学校プラットフォーム化等）

地域子育て支援センターの健やかな育み支援

第5章 子ども・子育て支援の事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

2. 量の見込みと確保の内容の設定

3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等

4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

6. 教育・保育の提供及び推進体制の確保について

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

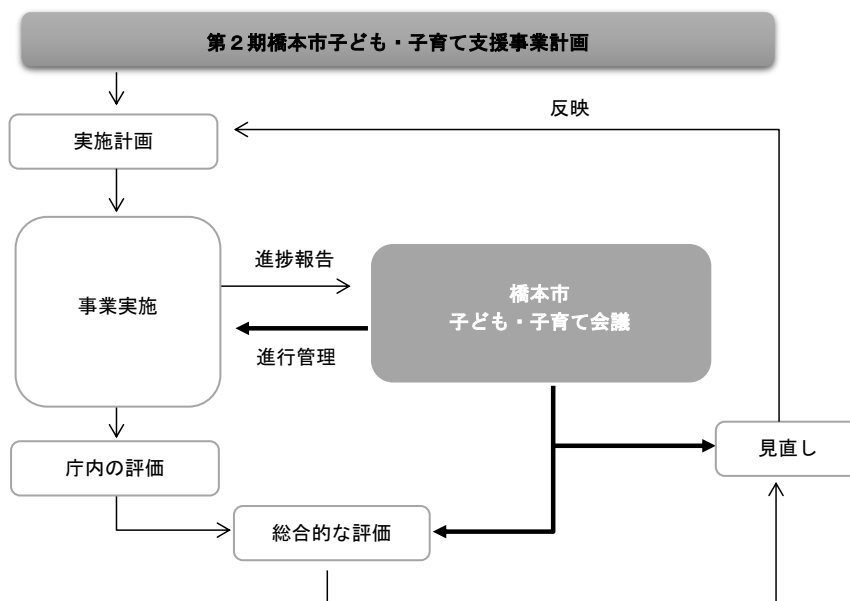
本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に則した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、「橋本市子ども・子育て会議事務局」（子育て支援各施策の担当課）において、施策・事業の進捗状況を把握し、情報共有を行うとともに、有識者と市民参画により構成される「橋本市子ども・子育て会議」に報告し、計画の推進と進行管理を行います。

【計画の点検・評価体制】



資料編

(1) 評価指標一覧 (一部抜粋)

基本目標 1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

活動指標	実績値	目標値
1-1.		
1-2.		
1-3.		

(2) ライフステージ別子育て支援関連事業

【区分の説明】

各事業の主な対象を以下のマークで示しています。



: 妊婦



: 乳児



: 幼児



: 小学生



: 中学生以上



: 保護者



: 地域

区分	No	事業名	内 容	担当課
基本目標 1				
1-1.				
	1			〇〇課

(3) ライフステージ別子育て支援関連事業一覧

(4) はしもと市子育て MAP

(5) 橋本市子ども・子育て会議条例

(6) 橋本市子ども・子育て会議委員名簿

(7) 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定経過

(8) 用語解説